

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年12月4日(2008.12.4)

【公表番号】特表2008-529593(P2008-529593A)

【公表日】平成20年8月7日(2008.8.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-031

【出願番号】特願2007-554133(P2007-554133)

【国際特許分類】

A 6 1 F	2/02	(2006.01)
A 6 1 N	1/05	(2006.01)
A 6 1 N	1/39	(2006.01)
A 6 1 B	17/00	(2006.01)
A 6 1 N	1/362	(2006.01)
A 6 1 N	1/365	(2006.01)

【F I】

A 6 1 F	2/02	
A 6 1 N	1/05	
A 6 1 N	1/39	
A 6 1 B	17/00	3 2 0
A 6 1 N	1/362	
A 6 1 N	1/365	

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月15日(2008.10.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

心臓を治療するためのシステムであって、

患者の心臓の少なくとも一部に概ね追従するように構成された心臓ハーネスと、

前記心臓ハーネスに関連付けられている、心臓の外側表面の近傍に配置されるように構成された少なくとも一つの電極と、

心臓の表面に取り付けられるように構成された少なくとも一つの心外膜導線と、

前記少なくとも一つの電極および前記少なくとも一つの心外膜導線に接続されるように構成された電力源と、を備え、

前記心臓ハーネスが最小限に侵襲的に供給されるように構成されていることを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記心臓ハーネスが誘電材料で覆われていることを特徴とする請求項1に記載したシステム。

【請求項3】

前記少なくとも一つの心外膜導線が、心臓の表面内にねじ込まれるように構成された螺旋状の端部を有していることを特徴とする請求項1に記載したシステム。

【請求項4】

前記少なくとも一つの心外膜導線が心臓の表面に縫合されるように構成されていることを特徴とする請求項1に記載したシステム。

**【請求項 5】**

前記少なくとも一つの心外膜導線が、心臓の表面を貫通しないように構成されていることを特徴とする請求項 1 に記載したシステム。

**【請求項 6】**

前記少なくとも一つの心外膜導線が、心臓の心室の先端領域に取り付けられるように構成されていることを特徴とする請求項 1 に記載したシステム。

**【請求項 7】**

前記少なくとも一つの心外膜導線が、心臓をペーシングするためのペーシング電極を有していることを特徴とする請求項 1 に記載したシステム。

**【請求項 8】**

前記少なくとも一つの心外膜導線が、心臓をペーシングしつつ検知するためのペーシング／検知電極を有していることを特徴とする請求項 1 に記載したシステム。

**【請求項 9】**

前記少なくとも一つの電極が、心臓に対して除細動処置を施すための細動除去電極であることを特徴とする請求項 1 に記載したシステム。

**【請求項 10】**

前記少なくとも一つの電極が、心臓ハーネスから前記電力源へと延び導線を有していることを特徴とする請求項 1 に記載したシステム。

**【請求項 11】**

心臓を治療するためのシステムであって、

患者の心臓の少なくとも一部に概ね追従するように構成されるとともに、少なくとも部分的に誘電材料で覆われている心臓ハーネスと、

心臓の少なくとも一つの室の内側に配設されるように構成された少なくとも一つの経静脈的な導線と、

前記少なくとも一つの経静脈的な導線に接続されるように構成された電力源と、を備え、

前記心臓ハーネスが最小限に侵襲的に供給されるように構成されていることを特徴とするシステム。

**【請求項 12】**

前記心臓ハーネスに関連付けられている、心臓の外側表面の近傍に配置されるように構成された少なくとも一つの電極をさらに備えることを特徴とする請求項 11 に記載したシステム。

**【請求項 13】**

前記少なくとも一つの電極が、心臓に対して除細動ショックを与えるための細動除去電極であることを特徴とする請求項 12 に記載したシステム。

**【請求項 14】**

前記少なくとも一つの電極が、前記心臓ハーネスから前記電力源へと延びる導線を有していることを特徴とする請求項 12 に記載したシステム。

**【請求項 15】**

前記少なくとも一つの経静脈的な導線が、心臓をペーシングするためのペーシング電極を具備していることを特徴とする請求項 11 に記載したシステム。

**【請求項 16】**

前記少なくとも一つの経静脈的な導線が、心臓をペーシングしつつ検知するためのペーシング／検知電極を具備していることを特徴とする請求項 11 に記載したシステム。

**【請求項 17】**

前記少なくとも一つの経静脈的な導線が、心臓の右心室の内側に配設されるように構成されていることを特徴とする請求項 11 に記載したシステム。

**【請求項 18】**

前記少なくとも一つの経静脈的な導線が、心臓の右心房の内側に配設されるように構成されていることを特徴とする請求項 11 に記載したシステム。

**【請求項 19】**

前記少なくとも一つの経静脈的な導線が心臓の右心室の内側に配設されるように構成され、

前記少なくとも一つの経静脈的な導線が心臓の右心房の内側に配設されるように構成されていることを特徴とする請求項 11 に記載したシステム。

**【請求項 20】**

前記電力源が、筋肉下の左胸ポケット内に配設されるように構成されていることを特徴とする請求項 11 に記載したシステム。